

国立大学法人琉球大学医学部附属病院長選考等規程

〔平成30年11月28日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則（以下「組織規則」という。）第53条第4項の規定に基づき、琉球大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の選考及び解任（以下「選考等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(選考の事由)

第2条 病院長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 病院長が欠員となったとき。

(選考の時期)

第3条 病院長の選考は、前条第1号に該当する場合においては任期満了の1月以前に、同条第2号又は第3号に該当する場合においては速やかに行う。

(病院長の資質・能力)

第4条 病院長は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第10条第2項の条件を満たす者
 - (2) 医療安全確保のために必要な資質及び能力を有している者
 - (3) 病院の管理運営に必要な資質及び能力を有している者
- 2 前項に定める要件の具体的な内容は、琉球大学医学部附属病院長選考基準（以下「病院長選考基準」という。）で定める。

(実施計画)

第5条 学長は、病院長の選考を開始するに当たり、実施計画を策定し、その概要を公表するものとする。

(病院長選考基準案の作成)

第6条 学長は、組織規則第23条の2に定める国立大学法人琉球大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「候補者選考会議」という。）に対し、病院長選考基準案の作成を求める。

- 2 候補者選考会議は、前項の規定による学長の求めがあったときは、速やかに病院長選考基準案を作成し、学長に提出する。

(病院長選考基準の決定)

第7条 学長は、前条第2項の規定により提出のあった病院長選考基準案を基に、役員会の議を経て、病院長選考基準を決定し公表するものとする。

(候補者の選考)

第8条 学長は、候補者選考会議に、病院長選考基準により、原則として複数人の病院長候補者（以下「候補者」という。）を選考させる。

- 2 候補者選考会議は、病院長候補者となり得る者を広く学内外から推薦させるものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、候補者選考会議による候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（病院長の選考）

第9条 学長は、候補者選考会議の審査の結果を踏まえて、候補者選考会議から推薦のあった候補者の中から、役員会の議を経て病院長を選考する。

- 2 学長は、病院長の選考に際して必要があると認めるときは、候補者との面談を行うことができる。

（選考結果等の公表）

第10条 学長は、病院長を選考したときは、「琉球大学医学部附属病院長予定者の決定について」（別紙様式）により、速やかに公表するものとする。

（任期）

第11条 病院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、病院長の任期の末日は、当該病院長を任命した学長の任期の末日以前でなければならない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠の病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

（病院長の解任）

第12条 学長は、病院長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他病院長たるに適しないと認めるときは、役員会の議を経て解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- 2 前項に規定するもののほか、学長は、病院長の職務の執行が適当でないため医学部附属病院の業務の実績が悪化した場合であって、その病院長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき、役員会の議を経て、その病院長を解任することができる。
- 3 前2項の規定により病院長を解任する場合は、学長は、候補者選考会議に意見を求めるものとする。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、病院長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年11月28日から施行する。ただし、第11条及び第12条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式（第10条関係）

琉球大学医学部附属病院長予定者の決定について

国立大学法人琉球大学医学部附属病院長選考等規程に基づき、医学部附属病院長予定者を決定したので、同規程第10条の規定により下記のとおり公表します。

記

1 病院長予定者氏名

2 着任予定年月日

年 月 日（任期 年）

3 選考した理由

4 選考の過程

年 月 日

国立大学法人琉球大学長

○ ○ ○ ○ 印